

木造住宅の耐震改修工事費

100万円補助します！

上限

横浜市では、安全で安心なまちづくりを目指し、木造住宅の耐震化支援を行っています。
いつ起こるかわからない大震災。家屋の倒壊を未然に防ぎ、命を守るための対策について、ぜひ
ご検討ください。

耐震改修補助制度概要

◆他にも要件があります。詳細はお問合せください◆

対象建築物

- ・昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工された2階建て以下の木造個人住宅（在来軸組構法に限る）
- ・耐震診断の結果、耐震性が低い（上部構造評点等が1.0未満）と判定されたもの

対象者

対象建築物に居住する建物所有者（法人を除く）

※現在空家等でも、改修工事後に居住を開始する場合は、補助対象とできる場合があります。

空家・貸家
は対象外

対象工事費

耐震改修工事の結果、上部構造評点等が1.0以上となる工事 ※設計費は補助対象外となります。

補助限度額

一般世帯：100万円、非課税世帯※：140万円 ※非課税世帯：過去2年間、世帯員全員の住民税が非課税

耐震改修までの流れ

STEP1

耐震診断【無料】

【耐震診断士派遣事業】

まずは、耐震診断を受けて、地震に対する安全性や耐震改修の必要性を確認しましょう！

STEP2

訪問相談【無料】

【訪問相談事業】

市の耐震診断の結果、耐震性が低いと判定された場合は、相談員を派遣し、診断結果の説明や改修計画の概要・概算費用を提示します！

STEP3

耐震改修工事

【申請の流れ(裏面)】

建物を筋かいや金物等で補強して地震に強い家にしましょう！

※耐震改修が完了すると、税金の控除や地震保険の割引を受けられる場合があります。



【注意事項】

- ・本制度は、予算額に達した時点で締切りとなります。
- ・過去に横浜市の補助を受けて耐震改修工事等を実施した場合は対象外となります。

横浜市木造住宅耐震化支援

【お問合せ先】

横浜市 建築局 企画部 建築防災課

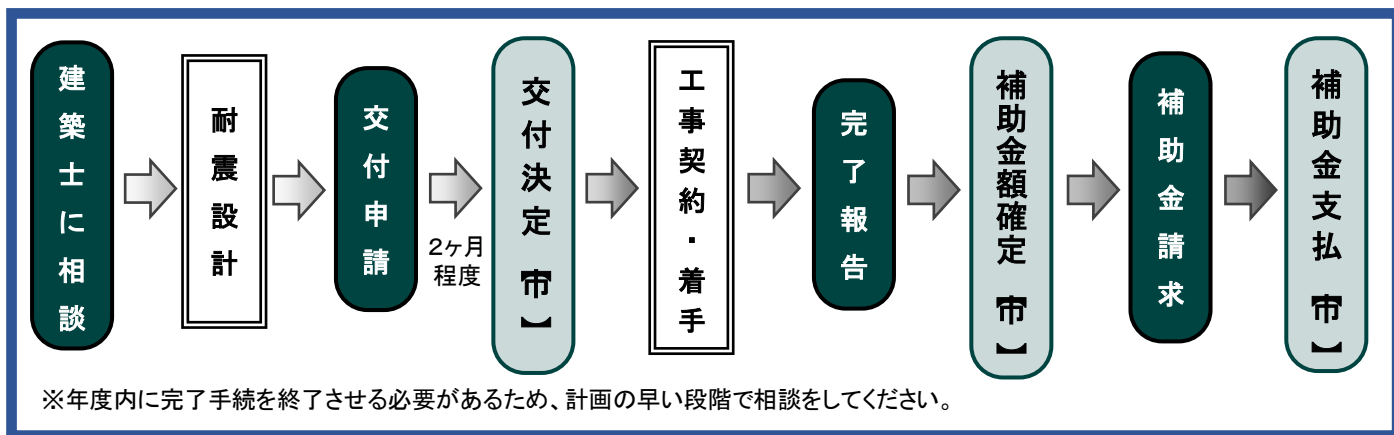
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎 25F

電話：045-671-2943 FAX：045-663-3255



耐震改修補助申請の流れ & QA

◆申請の流れ（耐震診断の結果、耐震性が低いと判定された場合）



◆QA

Q

何から始めればいいのか？



A

まずは、建築士に相談してください。
相談可能な建築士（事業者）の名簿をインターネットで検索できます。

横浜市耐震改修 登録事業者



※建築士（事業者）の名簿は、各区役所でも閲覧できます。

Q

工事事業者の指定はあるのか？



A

横浜市内に本社がある事業者に限られます。
横浜市では、登録事業者制度を実施していますので、詳細は市へご相談ください。

耐震に係る支援について

【対象】

- ・昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工した2階建て以下の木造住宅（在来軸組構法）
 - ・ご所有者がお住まいの個人住宅
- ※その他の要件についてはお問合せください。

耐震診断士派遣【無料】

市が耐震診断士を派遣して、大地震時の建物倒壊の危険性を調査・診断します。

※空家・貸家は有料（1万円）



訪問相談【無料】

市の耐震診断の結果、耐震性が低いと判定された場合、相談員を派遣し、耐震診断結果の説明や改修計画の概要概算費用等を提示します。 ※空家・貸家も対象



その他の改修に係る支援について

横浜市省エネ住宅補助制度

窓等の断熱改修に係る費用の一部を補助します。耐震改修補助制度と併用できますので、併せて実施する場合は、耐震改修の補助に追加で省エネ改修分を補助します。

【補助限度額】

●断熱等級7：200万円／戸 ●断熱等級6：150万円／戸 ●断熱等級4：50万円／戸

※詳細は下記の横浜市住宅供給公社 街づくり事業課までお問い合わせ下さい。

電話：045(451)7740（平日9:00～17:00）メール：eco-house@yokohama-kousya.or